令和3年度地域包括支援センター事業計画

【基本方針】

「ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持 ちを考えたサービスを提供することである」

【年間目標】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける。
- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する。
- ③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、 消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じて適切に成年後 見制度を活用する。
- ④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護 支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・ 実践していく。
- ⑤ 高齢者の介護予防の促進をはかると共に、地域で住民同士が支えあえる体制づくりを支援する。

【実践計画】

- ① 地域包括支援ネットワークを充実させ機能を強化するために、各関係機関・団体に働きかける
- ・地域ケア会議を開催し、地域の情報を共有して、地域団体や各関係機関との 連携を深め、個別事例検討をツールに地域課題について話し合う機会を持つ
- ・相談受理簿の内容を集計分析し、地域を客観的な視点でみることで包括支援 センターの各業務や地域包括ケアシステムの構築に向けて活用できるよう にする
- ・4 職種で連携し圏域内の高齢者の実態把握をおこない、地域に存在する隠れ た問題やニーズを発見する
- ・相談者との信頼関係を構築し、安心して相談できる場を設定、相談内容を的 確に把握・分類し、課題を明確にしていく
- ・相談内容・緊急度に応じ、制度を活用して的確な情報提供、他機関の紹介を 行い、組織的な対応・支援体制で対応する
- ② 個々の高齢者の「自立支援」「介護予防」を目指した介護予防ケアプラン・介護予防ケアマネジメントプランを作成する
- ・適切にアセスメントをおこない、利用者の意向・意欲をふまえた主体性のある目標を設定し、働きかけをおこない、心身の機能の維持・向上を図る

- ・主治医との連携を強化する
- ・専門職として資質向上のための勉強会を定期的に開催し、事例検討や制度・ 施策等に関する情報の確認、『個々の高齢者の自立を支援する』ケアマネジ メントについて話し合う機会を持つ
- ・施設外の研修を通して専門性を養いアセスメントを適切におこなえるよう資 質の向上に努める
- ③ 消費者被害・成年後見制度・高齢者虐待についての広報・啓発活動を行い、消費者被害・高齢者虐待の早期発見に努める。必要に応じてすみやかに成年後見制度につなぐ
- ・ふれあいのまちづくり協議会・給食会、地域のカフェなどの地域の集まりを活用し、チラシをツールに注意喚起を行う。圏域内の被害については迅速にチラシを作成し、被害の内容や相談窓口を知ってもらうために地域の 方々に情報提供する
- ・ふれあいのまちづくり協議会や小地域支え合い連絡会、給食会等において 地域の方に高齢者虐待を身近なものとして捉えて貰うために、リーフレッ ト等を活用し気づきを促す。些細なことでも早期にあんしんすこやかセン ターへ連絡していただけるよう相談窓口の周知を図る。
- ・圏域内の通所介護事業所、訪問介護事業所に虐待のリーフレットを配布し、 知識習得や通報窓口としてのあんしんすこやかセンターを知ってもらい早 期発見・介入に繋げる
- ・日常生活自立支援事業・成年後見制度について小地域支え合い連絡会で講師の先生を招いて民生委員に対し制度内容について説明し、知識を高め地域住民の相談に役立てられるように支援をする。日常生活自立支援事業・成年後見制度が必要な方に対して、関係機関との連携を速やかに行い、制度につなげる
- ④ 包括的・継続的なケアマネジメントを実践するため、圏域で活動する介護 支援専門員や委託先介護支援専門員のスキルアップに繋がる支援を検討・ 実践していく
- ・介護支援専門員からの個別ケース相談は、自ら解決方法を導き出せるようケースの経過を確認し進めていく、必要に応じ同行訪問を行っていく。支援困難事例はセンター内4職種で検討し方向性を定めていく。センターだけでは解決が難しい事案については、行政をはじめ各関係機関と連携し、円滑な関係性を早期に構築できるようにすすめていく
- ・コロナ禍の中で感染対策を確認しながら、圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を中心とした地域ケアマネジャーの集いを開催する。集まりが難しい場合においては、スキルアップを目指した情報発信や、地域の課題を共有し必要な資源について明確にしていく
- ・事例検討会を年に1回は開催する。様々な角度から事例を振り返り・意見交

換することで対応力の向上につなげていく。また個別地域ケア会議を開催する必要がある事例について、居宅介護支援事業所から相談されるようセンター職員のスキルアップを目指す。事例検討会や個別地域ケア会議で出された事例から抽出された課題については、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と共通理解を図り行政に報告していく

- ⑤ 高齢者の介護予防の促進を図ると共に、地域で住民同士が支えあえる体制 づくりを支援する
- ・コロナ禍の中で活動の有無を確認しつつ、把握した情報を整理し、活用出来 るようセンターで共有する。地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供を行い、 介護予防や住民相互で見守り、支え合える地域作りにつなげる
- ・ふれまちや、ふれまちより小規模な単位の地域(自治会等)の各団体と地域 ケア会議等の場を通して、地域特性を把握し、より地域に密着した課題発掘 や解決を行う。令和2年度より乙木の自治会に足を運んで関係づくりを行っ ており、今年度も継続する
- ・キッズサポーター養成講座に関しては昨年度開催した小学校に継続して開催 できるよう働きかける。また、未実施の小中学校や、各地域・商店への認知 症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ訓練も開催の打診をしていく コロナ禍でも安全に開催できるような方法を関係者と検討する
- ・民生委員との個別の相談や小地域支え合い連絡会の開催により連携を図り見 守り活動についての意見交換や情報提供を行う
- ・福田エリアでこれまで活動されていた方が不在となり、給食会等が休止になったこともあり、今後地域の動向に応じて担い手の発掘など相談・支援を行なっていく
- ・これまで構築してきた地域団体との関係性の維持強化を図り、地域で生じている課題に対し、住民主体での取り組みに繋げていく

【相談エリア】

<圏域№3>

青山台、東垂水町(中、西)、塩屋町6丁目、美山台、乙木、王居殿、城が山、 泉が丘、東垂水1・3丁目、山手8丁目

<圏域No.5>

東垂水2丁目、山手2~7丁目、大町、高丸3・4丁目、野田通、馬場通、瑞穂 通、清水通、御霊町、中道2~6丁目、坂上2~5丁目、川原2~4丁目、福田 向陽

【令和2年度の予防支援数・介護予防ケアマネジメント数の見込み】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人数	590	590	590	590	580	580	590	590	580	580	580	590

【基本姿勢】

- ・神戸市からの委託業務としての意識を持ち、社会常識を守り行動をする
- ・法人の一員としての意識を持ち、運営活動に積極的に参加、協力する
- ・正しく丁寧な言葉遣いを励行し、真摯に対応する
- ・緊急時は他部署との連携を強化する

【経費削減】

- ・正式文書や外部への文書以外は、裏紙を再利用して印刷する
- ・エアコンや照明は、小まめに切るよう心掛ける
- ・最後に退社する職員は、エアコン他電化製品の電源の消し忘れが ないかをチェックする